○国土交通省告示第六百二十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ—1769	一酸化炭素等発散防止装置　三菱Ｍ—３Ｇ838ＧＢＤ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号
㊒Ｇ—2349	〃　三菱Ｍ—３Ｇ839ＥＢＤ	〃

○国土交通省告示第六百三十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ—2153	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタＤＢＡ—３ＺＲＦＡＥ４	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第六百三十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｃ—2010	年少者用補助乗車装置　ＴＯＫＡＩＲＩＫＡ　７Ｄ6660	株式会社東海理化電機製作所　愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地

○国土交通省告示第六百三十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊐Ｇ—2044	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダＤＡＡＬ13Ａ20	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊒Ｇ—2322	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダＤＡＡＬ13Ａ23	〃
㊒Ｇ—2323	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダＤＡＡＬ15Ａ20	〃

○国土交通省告示第六百三十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ—392	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ４ＪＪ１ＸＤＪＡ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第六百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5268号	船外機（小型船舶用）	02504Ｆ	THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD.	31／1 RANGSIT-ONGKHARAK ROAD, BUNGYEETHO, THANYABURI, PATHUMTHANI 12130, KINGDOM OF THAILAND
第5269号	〃	03003Ｆ	〃	〃

○環境省告示第六十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社ＧＥ

ロ　住所　大阪府堺市西区築港新町一丁五番三十八

ハ　代表者の氏名　代表取締役　金子　文雄

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

大阪府堺市西区築港新町一丁五番三十八及び三丁四十四番二十

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）